

株式会社丸山製作所 定款

第1章 総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社丸山製作所と称し、英文では、M A R U Y A M A M F G. C O., I N C. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 農林業用機械、環境衛生用機械、消防機械、工業用機械、建設機械および医療用機械器具の製造ならびに売買
- 2 原動機および自動車その他農業関連車両の製造ならびに売買
- 3 ポンプおよび洗浄用機械の製造ならびに売買
- 4 食品加工機械の製造ならびに売買
- 5 油圧機器、水圧機器および制御機器の製造ならびに売買
- 6 合成樹脂および油脂類の製造、加工ならびに販売
- 7 医薬部外品、化学薬品、農業薬品および肥料の製造ならびに販売
- 8 水処理装置の設計、製作、監理、施工および請負
- 9 管工事および機械器具設置工事の設計、施工ならびに請負
- 10 農業用ハウス、畜舎、鶏舎等の農業用施設の設計、製作、監理、施工および請負
- 11 病害虫の防除および肥料等の噴霧、散布作業の代行、請負、委託およびそのコンサルタント業
- 12 消防施設工事の設計、施工および請負
- 13 情報処理・通信システムおよびコンピューターソフトウェアの開発ならびに販売
- 14 石油、ガソリン等燃料類および潤滑油類の販売
- 15 不動産の売買、仲介、賃貸借および管理
- 16 貨物運送業、運送取扱業および倉庫業
- 17 総合リース業
- 18 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 19 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
- 20 無人航空機（ドローン等）の共有および教習所運営事業
- 21 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、13,906,100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿ならびに新株予約権原簿の作成、備置きおよびその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使す

ることができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集することとし、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができるほかの株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は9名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会後、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成し、出席した取締役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。

2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもつて作成する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮できる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当)

第41条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第42条 剰余金の配当は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 平成27年12月開催の第80回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除および締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年12月22日 改訂

2021年12月21日 改訂

2017年 4月 1日 改訂

2015年12月17日 改訂

2013年12月19日 改訂

2012年12月20日 改訂